

第四十八回国会 大蔵委員會議録 第十一号

(三三三)

昭和四十年二月二十三日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 金子 一平君

理事 藤井 勝志君

理事 山中 貞則君

理事 堀 昌雄君

理事 天野 公義君

理事 鴨田 宗一君

理事 木村 武千代君

理事 砂田 重民君

理事 西岡 武夫君

理事 毛利 松平君

理事 渡辺美智雄君

理事 佐藤觀次郎君

理事 平岡忠次郎君

理事 藤田 高敏君

理事 春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵大臣 田中 角榮君

出席政府委員

大蔵政務次官 鍛冶 良作君

大蔵事務官 佐竹 浩君

(理財局長) 高橋 俊英君

(銀行局長) 村上 茂利君

労働基準監督官 村上 茂利君

(労働基準局長) 森永貞一郎君

委員外の出席者

日本輸出入銀行 森永貞一郎君

総裁 門 員 拔井 光三君

二月二十三日

委員砂田重民君、地崎宇三郎君、西岡武夫君及

第一類第五号

大蔵委員會議録第十一号 昭和四十年二月二十三日

び渡辺栄一君辞任につき、その補欠として早川崇君、前尾繁三郎君、賀屋興宣君及び羽田武嗣郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員賀屋興宣君、羽田武嗣郎君、早川崇君及び前尾繁三郎君辞任につき、その補欠として西岡武夫君、渡辺栄一君、砂田重民君及び地崎宇三郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

国際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第七九号)

○吉田委員長 これより會議を開きます。

金融に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。藤田高敏君。

○藤田(高)委員 私は衆参両議院で過去幾たびか質疑がなされております労働者の社内預金の問題と財政投融資に関する問題について、以下大臣並びに関係部局に対して質問をいたしたいと思ひます。

まずその第一の社内預金でございますが、これは何回かわが党の議員を通じて国会で質疑がなされ、そういう経過の上に立ってことしの一月二十四日付大蔵省の銀行局長と労働基準局長の名前で通達が出されておるわけですが、その後この社内預金の傾向がどういふ傾向をたどっておるか。ま

ず一年間の経過の中で、社内預金の総額というものが、あるいは事業所の件数において社内預金の件数がどのように増減をしておるか。またその中で労働者の社内預金をしておる数がどういふ状態になっておるか、現状をお聞かせいただきたいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 お答えいたします。

これは実は労働省のほうで御調査になったものでございまして、直接の主管が労働省でございまして、少々資料が古いかと思ひますが、昭和三十八年三月三十一日現在で全国的に調査をいたしましたところ、社内預金を実施しております事業所の数は約三万三千、それから預金をしておりま

す労働者の数が約四百四十万人でございまして、その総額は私たちが予想したよりも少し少なく、約四千七百四十億円でございまして。その後やはり少しは増加しておると思ひますが、その管理、運営につきましましてはかねがね労働省にお願いいたしまして、必要以上、あるいは適正でない預金を社内預金として受け入れることがないよう、またその各月の預け高につきましても限度を越えないように指導していただきたいということを申し上げております。直接には私どもとしても金融機関じゃございませんで、ただ関連があるという意味におきましては、十分関心を持ちまして指導をお願いしてあるわけでございます。最近におきましていろいろ問題があることは承知しておりますが、まだ法律的な問題等につきましましては私どもも何ら結論を持っておりません。

○藤田(高)委員 いまの数字は、これはいつの時点における集約数字であるかということをお聞かせいただきたいと思います。

○高橋(俊)政府委員 三十八年三月三十一日現在でございます。

○藤田(高)委員 三十八年の三月現在ということになりますと、これはたいへん古い数字だと思う

のです。この数字をもとにして昨年の一月二十四日付の局長通達が出たと思うのですね。しかもこの種の問題が国会でこれだけ論議され、大蔵大臣の答弁ではございませんで、できれば歩積み、両建てではないけれども、原則的な考え方としては廃止したいというくらい、いわば重要な問題として論議をされてきておる課題でありますから、いま少し新しい調査を当局としてはする責任があるのではないかと。いわんや昨年はあのように企業倒産というものが相当多く発生した。そういう中で、あとで私は触れたいと思ひますが、社内預金というものが非常に犠牲をこうむつておる。こういう従来とは変わった条件というものが発生して

おる時期だけに、そういう面の調査というものはもつと的確に行なわなければならない。そのことに對する見解とあわせて、いま、また労働省の基準局長がお見えになっておらないようですが、少なくとも銀行局がそういった調査ができてないにしても、私は基準局は、労働省の関係は、この程度の新しい、一年後の資料というものはあつてしかるべきだと思うのですが、その点についてのお考えをお聞かせしてもらいたい。

○高橋(俊)政府委員 的確に覚えておりませんが、調査した日付は三十八年三月三十一日でございまして、その調査のまとまりましたのは昨年でございます。かなり調査の時点と調査のまとまりました時点とはずれております。そういう意味におきまして、これより新しい数字がないのはまことに遺憾に存じますが、労働省といたしましては、おそらく一年に一回くらいはこの額を把握したいと思つておられることだらうと思ひますので、三十九年の昨年のちょうど一年たった三月三十一日現在で調査を整理していただいておりますものと思つております。私ども何しろ直接にはこの問題につきまして監督の立場にありませんので、労働省にお願いをいたしまして、一年間にどのくらい増加し



として認められない、こうなってくるんではないか、という問題になるわけであり、特に社員でなければならぬというものが役員がやったり退職した役員がやったり、それから役員親戚の者がほかから収入を得てきて利息が高いことをもって社内預金の状態を預金としておる、こういういろいろな問題がございまして、まず社内預金というものを育てるのか、これを五年間でやめるのか、どっちかに方向をきめないとどうもうまくいかないやうであります。そこが同じ政府で連帯して国会に責任を負っておるわけですが、労働省としては現にある現実に対しては、これは何年間でやめるというわけにもいかぬでしょうし、私のほうも所管でありまから、大蔵大臣の所管であればやめる、少なくとも五年間、十年間かかってやめるということにウエートを置きますが、労働行政の上から見ましてそれも端的にいいえないだらうと思ひます。まあこういう御発言を契機にして毎国会にこれを何とかしろ、こういうことがありながら的確なものができない、(急慢だと呼ぶ者あり)急慢と言われてもなかなかこれはむずかしい問題でございまして、ですからこれは私は率直に申し上げますと、大蔵省でもってこれをやめろという方向でいくというならば、それでもいいと思うのですが、ただその場合、その社内預金をしておる方々が納得をしない、いい政策でも国民の共感と協力を得なければ、なかなかやれない、時期を見ておる、こういうところではいろいろ問題が起つておる、本件に対しては問題を説明しまして、いまよりもより合理的な状態をつくるべく努力をいたしたいと思ひます。

○藤田(高)委員 社内預金を廃止するかどうかについては、労働政策と金融政策という、この二つの観点から両論あるが、廃止するとしてもその時期を見ておる、こういう御答弁ですが、先ほどからの御答弁を聞いておりました、私は右するか左するかという場合には、少なくともここ四、五年來これは国会で論議をされてきておることですか、いま少し積極的にこの問題についてどうするのだという統一見解をやはり政府としてはもうお持ちにならないければ、同じようなことを毎議会繰り返して論議すること自身が論議のロスだと思ひます。そういう点で、政府としての統一見解を少なくとももう今日の段階では出すべき時期にきておると思うのですが、その時期判断についての御見解を聞かしていただきたいと思ひます。

○田中(茂)大臣 非常に歴史のある問題でありますし、功罪相半ばという問題でありますので、広く国会の意見を聞こうと、こう思っておるわけですが、国会の皆さんの意見も、どっちかやれという、こういう意見がなかなか出てこないわけでありまして、これは労働省と話を付けて、金融の正常化のために、また究極の目的から考えれば、どうも事件が起きてから、労働者の権利が擁護されないという面の方にウエートを置いて、これはやめたほうがいい、こういう御議論が集約的に出てくると、私たちも労働省とも話を詰めた、また労働組合にも、企業者にもそういう問題を持ちかけて話をしようと思ひますが、国会でも、政府はどうだ、こういう御議論でございまして、非常に現実的にむずかしいので今日に至っておりますが、この問題に対して労働組合の意見も、それから企業者の意見も、政府内部の意見も、ひとつできれば調整をしてみたいと思ひます。

○藤田(高)委員 私は最終的な結論が出るまでの間、現状よりは一歩前進した暫定的な対策というものがあつてしかるべきじゃないかと思ひます。たとえば社内預金を廃止することが無理だ、あるいは社内預金を廃止しようというまでの間に、どちらになつても現在非常に中途はんばな状態にあるわけですから、これを完全廃止したら廃止までの間には、暫定手段として労働基準法の十八條に共益債権的な条項を追加するとか、あるいは会社更生法の共益債権の中に社内預金の条項を入れるとか、こういう中間的な対策なり処置というものがあつていいと思ひます。そのことさえもしないで、全く大臣の御答弁ではないが、中途はんばの

ぐらぐらな状態に置いて、そうして結論がどっちになるやらわからぬというところは、これは政府としては非常に不定見のそしりを免れない、また政府自身の態度としては急慢のそしりを免れないと思ひますが、どうでございましょうか。

○村上(茂)政府委員 社内預金の問題が数年来国会でしばしば論議され、先生方をわずらわしておるわけですが、私も労働基準法十八條のいわゆる強制貯蓄に關連いたしました貯蓄金管理契約につきましまして、俗稱社内預金という立場から取り上げられて、金融一般の問題に關連していろいろ問題が生じておるということについて、これをいかにすべきかという点について検討しておるわけがございまして、先生御承知のように、こういう貯蓄金の契約は認めない、禁止をするのが労働保護法のたてまえであるわけがございまして、しかしその禁止を例外的に認める場合の担保は何かと申しますと、労働基準法の場におきましては金融政策の場からの担保ではなくして、一つは労働組合の代表ないしは労働者の多数の代表者との書面による協定によつてなされた場合に初めて例外を認めざるぞという、その労働組合の力と申しますか、その集団的な力を一つの担保にいたしまして、禁止規定の例外を認めておる、こういうたてまえである。したがつて、この制度の運用につきましましては、労使間の問題としてどのように運営されるか、特に労働組合の考え方なりその態度というものが非常に大きく關連をしてくるわけでありまして、それをどうするかという基本問題が一つある。もちろんその他の担保方法としては、労働基準法百十九條の罰則による使用者に対する一つの規制があるわけでありまして、法のたてまえとしては、労働組合または労働者の多数を代表する者、その担保と、いま一つは罰則ということになってくるわけでありまして、したがつて、実は大蔵省のほうとも始終緊密に連絡をとりまして検討しておるわけでありまして、金融の場においてこの問題を扱うとすれば、一応私どもが労働者保護法

という立場から扱つておりますものとかみ合はせを考へざるを得ない。しかし金融政策として何らかの担保措置を講ずるということになりますと、実は労働保護法の場では禁止しておるというものを逆にある程度オーソライズする、こういう形になりまして、この労働基準法の一つの理念と金融政策上の理念とがみ合わないという問題を感じまして、数年来御議論に相なつておりまして、私もいろいろ苦慮しておるわけがございまして、私どももいろいろ考へておる次第でございまして、そのように考へておる次第でございまして、もしこの貯蓄金管理契約という制度そのものが宙ぶらりんでぐあいが悪いから廃止しろ、労働基準法の十八條の規定を改正せよ、こういうお話になりますれば、これは労働基準法改正問題という問題に發展いたします、御承知のように法律改正につきますのは労働基準審議会を通じて労働・使・公益三者の御意見を十分伺ひつつ、その改正の方向を見定めなければならぬ。その場合に、御承知のようにほかの基準法の条項にも影響なしとしない、こういう問題がございまして、十八條だけを改正するまいかという問題にとどまらずほかにも發展する可能性がある、こういう問題もございまして、私も慎重にいたしておる次第でございまして、しかし問題は、現実に多数の労働者が被害を受けて、そしてこれが相当一般化しておるということになりますれば重大問題であり、私も監督上の責任をとらざるを得ない、こういう観点から、特にこの社内預金の問題につきましては倒産その他の場合に十分な注意を払つておるところでございまして、私もその不十分な点もあろうかと思ひますが、昨年の倒産企業約四千二百件、私も把握いたしておりますのはその程度の数字であります、この企業倒産の中で社内預金の返還不能であるものとして把握された事業場は十六件、その預金額は約一億六千万円でございまして、もとより発生件数はもっと多うございまして、けれども、現実に支払いが困難であるということペンディングになっております件数が十六件、一億六千万円ということがございまして、これに

つきましては事業主側に支払い計画を作成いたさせまして、極力努力しておる次第でございます。

○藤田(高)委員 私はおとにも質問をかかえておるわけですが、きょうは基準法それ自体の論議をしようと思つて質問したわけではないのですが、いまの御答弁を聞いておりますと、ちょっと私は問題があるように思つております。十八条の、社内預金をさす場合の条件として、労働組合もしくは従業員の過半数の同意がなければ社内預金をさすことができない。この条件のあるのは社内預金を奨励するという積極的意図から出たのではなくて、いわゆる社内預金というものの日本における歴史的な沿革の中から、足るべき金銭的な社内預金、いわゆる強制貯金というものがなされてきた。こういう歴史的な背景の中から、強制貯金というもののは組合の意思なしはその職場の過半数以上の者の賛成がなければ、貯金をやらしてはいけないぞという、強制貯金そのものを制限といふまいか、やらさないという、そういう規制手段として十八条の条項というものができたのであつて、いまの局長の御答弁を聞いておると、何だか社内預金をさす一つの積極的手段として、十八条のそういう手続行為があるやに聞こえたわけですが、私はそうじゃなくて、いま私が指摘したような立場の条文解釈であるべきだ、こう思うのです。その点私の聞き間違いかも知れませんが、そのように私は考えるわけでありませう。

そこでなるほど一つの労働行政というか、労働政策の立場からする見解と、金融政策上の見解との間には、ある意味におけるずれのあることも理解できるわけですが、件数が多い、そして全国的にこれは普通化してきておるので、社内預金がいちり捨てないしはたな上げされておる傾向が、慢性化されてくるような状態であればどうだといひますが、私はそういう状態が起きたらたいへんだと思つておる。これはやっぱりいまの一億何千万か、二億か知りませんが、そういう部分的なものにせよ、労働者の権益というものが侵害されておる。そのこと自体は、量の多い少ないにかか

わらず、私は重要な問題として、いわんや労働省は労働者の権益保護のサービス省である。基準法は特にその保護法としてのたてまえをとつておるということであれば、これはなるほど基準法全般の改正の問題も起こってくるかも知れませんが、社内預金に関する限りは、現在そういうものは現存しておるという事実からいって、私は一つの救済手段といひますか、完全な権利擁護の手段というものが、それは基準法以外でつくられるのだったとしてもいいのですよ。いいけれども、私の考えでは基準法の十八条あたりで、そういう権利擁護の条項を暫定手段として入れることが必要ではないか。これは労働省として当然そういうお考えに賛成できると思うのですが、どうでしょう。

○村上(茂)政府委員 私の答弁が不十分だったせいか、十八条の趣旨につきまして、先ほど申し上げました趣旨と違つたようにお考えいただいたようでありまして、基本的には先生の解釈と同じなものであります。奨励する趣旨のものではないのであります。むしろこれは禁止しているのだ。禁止しているのが、ただ例外的に認めるときは、こういう労働組合の代表との書面による協定できちつとした場合にのみ例外的に認めておる。労働者保護の見地からこれはそうやたらに行なうべきじゃない。こういうのが私どもの考えでございます。ところでそれは申しますものの、現実にはこの制度がかなり広く運用されておるから、労働者保護の立場から何らかの措置を考えるべきじゃないかというような点につきましては、これは私も、方向をいたしましては、十分その線に従ひまして検討すべきであると思ひますが、ただ労働基準法上の問題につきましては、たとえば賃金不払い問題その他の問題がございまして、中央労働基準審議会におきまして、これらの問題が審議会の場を通じていろいろ検討されてきたのでございまして、実は社内預金につきましては、一般賃金不払い問題よりは、比較的労働者の代表委員も、使用者の代表委員も積極的な御議論がなかったよ

うに記憶いたしております。しかしただいまの先生の御発言もございましたので、真剣に労働基準審議会の場におきまして、十分検討していただくように、私もはむしろ労働者の意見提示を待つて、受け身で審議会で検討いたしておりますが、本問題につきましては、ひとつ私どものほうにたしまして、問題を提示して御検討いただくことにいたしたいと存じます。

○武蔵委員 関連して。いまの藤田委員の質問を聞いておつて、私どもも理論的にもおかしい。この際明らかにしておかなければいかぬ。その点を端的に聞きますから、端的にひとつ率直に答えてもらいたい。一体これは貯蓄なのか、貸し金なのかということとです。いま労働省の説明では、労使間の契約に基づいて行なわれるのだから、その面を強く見ると貸し金ですな。組合員が会社側に貸している金だと解釈が立つ。今度は銀行局のほうから、これは銀行業務のような金融機関と見れば、監督をして、さき大臣が言うように、利子の制限をしななければならぬ。貯蓄ならば、こういう問題が出てくる。これは貸し金なのか貯蓄なのか、それをまづ明らかにしてください。

○村上(茂)政府委員 ストレートに社内預金とは何ぞやという点には私も実はお答えいたしかねるのでございしますが、労働基準法第十八条に基づくとこの貯蓄金管理契約は何かということになりますれば、法律に書いておりますように、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとするときは云々、こういう文言になつておりますように、私も、私も俗に社内預金と称してしましても、労働基準法にいうところのものはいま申し上げたものであるというふうに考えておるわけでございます。

○武蔵委員 そうすると、いまの労働省の解釈では貯蓄ですな。貯金ですな。そうすると銀行局長、貯金だということになりますと、これは臨時金利調整法の適用を受けるのじゃありませんか。利率についてはきちつと法律を守らなければい

ぬのじゃないか。現代は守つておらぬじゃないですか。

○高橋(俊)政府委員 これは相手が金融機関でないという点は違ひますけれども、私は預金だと思ひます。しかし臨時金利調整法が適用されないのは、臨時金利調整法は社内預金に及ばないことになつております。これは要するに労働基準法で認められた非常に例外的預金でございます。臨時金利調整法は金融機関の預金について規定しております。

○武蔵委員 しかし金融機関ではないけれども、金融機関と同一の性格と運営を持つておるわけですから。労働省のほうの、基準法の規定で見ると……。それを野放しに、何ら保護の規定も何もない、検討します、しますで、五年間うっちゃっておく、こんな怠慢はないと思うのです。もし貯蓄だとするならば、少額貯蓄免税で五十万円までは税金をかけないように今日の制度で恩恵を受けておる。なるほどそういう面から見ると現状の取り扱いが貯蓄ですな。しかしそれが何と国家から保護される規定もつくられない、つぶれたときはパーになるというふうなことで一体いいのだから、もし貯蓄だという解釈が成り立つならば、私はそこらでどうもノーブローのような気がするのです。もう少し真剣に労働者保護の立場から考えなければいかぬと思つておる。

○高橋(俊)政府委員 その点について、これは政府の統一見解でも何でもなく、私の考えております方策を一言述べさせていただきますと思ひます。

社内預金の中に制限がないのです。その人の受けていた俸給から比べればやや過大ではないかという気味も少しはあります。私はこれはやはり労働者が、自分ももらった給料の中から、本人の所得の中から積み立てていくものである、そういういたしますならば、やはり適正な限度を、社内預金について、その人の受ける所得から判断して、適正な限度を設けておる——その限度というのは、おそらくそう高いものじゃないと思つて、これにつ

ましては、また別個に考えておりますけれども、ある標準を設けましたら、そこまでの限度においては、先ほどの倒産等の場合におきましても、先取り権がある、それを越えた部分についてはない、こういうふうにするれば、これを基準法で規定することは、私はむしろかかしく思います。それ以外の方法でも、現に会社更生法というように規定もございまして、そういうようなことによつて、一定の限度内においては先取り特権を認められておる、それ以上の部分については必ずしも保護されない、そういうふうにするのが適当ではないかと思ひますが、これは私の見解でございまして、まだ労働省その他とお話はできておりませんが、そういうことを考えてはおります。

○武藤委員 そうすると、参考のために伺つておきますが、社内預金というものは、利息制限法の規定の範囲内で制限されるのか。年一割五分までは元本百万円以上の場合でも利息がとれる、あるいは十万円未満は年二割まで利息を支払う、この利息制限法の適用でいくのですか、それを参考のためにちょっと伺つておきます。労働省のほうに聞いておきます。

○村上(茂)政府委員 労働省としましては、基準法第十八条の規定によりまして、「命令で定める利率による利子を下るときは、その命令で定める利率による利子をつけたものとみなす。」利率をつけないさい、つけない場合には、いま申しましたような形で「命令で定める利率による利子をつけたものとみなす。」という規定をしておるわけでございます。これは先生御承知のとおりでございます。まして、法定利率を下回らない、それを最下限にして、上ならよろしい、こういう考え方を労働省保護の見地からとつておるわけでございます。

○武藤委員 利率というのが、利息制限法の規定の範囲内までの利率なのか、それとも金融機関並みに扱っている利率なのかということが問題なのだ。貸し金なのか、貯金なのかということと分かれてくるわけですから、労働省は一体どういうふうに考えておるのですか。利息最高限は二割まで

とれるのですか。

○村上(茂)政府委員 労働基準法の解釈といたしましては、利率の最下限につきまして、法定利率を下回つてはいけないうたてまえをとつておるわけでございまして、その最高限につきましては、法的にこれを規制するという措置は講じていないわけでございまして。これは労働者代表と使用者との書面による管理契約を締結する際の任意の合意にまかされておる。

○武藤委員 もういいです。

○藤田(高)委員 武藤委員のほうから質問をされた点については、必ずしも的確な答えが得られないように私は思ふわけですが、これはきょうの持ち時間の中で結論を出すことについて、これは政府のほうに何か手助けするような言い方でありまして、ちょっと結論が出てくれないかと思ひます。まずこの社内預金は——私も社内預金ないしは社内預金と言つておりますが、これは法律上の預金なのかどうか、そうしていま武藤委員が質問された利息制限法の適用を受けるのかどうか、こういうものにいつの統一見解、これをひとつ次会までに政府の統一見解を出してもらいたいと思ふ。それと私が質問した、いろいろいままで四、五年來の議論の経過を通じて、最終的にこの社内預金はやるべきか、あるいは当分の間現狀を黙認していくべきか、あるいは労働者の權益擁護の立場から、より積極的な権利保証の条件というものを何らかの形で法律改正するかどうか、この三点についてひとつ次会までに統一見解を出してもらいたいと思ひますが、大臣の御答弁をひとつ……。

○田中(高)大臣 非常に長い問題でございまして、次会までと確約できるかどうかわかりませんが、ただいまの議論を通じましても定義を下すべくであります。私もそう思ひますから、政府部内において早急に検討いたします。

○藤田(高)委員 それでは近く統一見解が出るということでした承りたいと思ひます。ただちょっと本質的な問題から前後いたしますが、最近社内

預金がボーナスをもらつたとき、賞与をもらつたときに、賞与の一部を社内預金にするという条件を条件として使用者、経営者側が出してくるわけでありまして、ボーナスは各人がもらうわけですから、労働組合との交渉で云々ということになつても、労働組合はこれは各人の自由意思だということ、各人の自由意思にまかしておるケースが最近非常に多くなつてきております。各人にこの社内預金をするかしないかということをおまかせすると、極端に言えば、だれかが社内預金をするおれもやはり少しはやらぬと会社に対して調子が悪いというふうなことで、実質的にはこれは労働者の根性といひますか、性根の問題といへばそれまでもわかりませんけれども、いわば基準法十八條の精神的に拘束をする強制預金の性格を持つてゐると思ふ。これに対する基準監督署といひますか、基準局の見解を聞かしてもらいたい。そうしてまたその見解に基づく指導方針といひものをお聞かせ願ひたい。

○村上(茂)政府委員 御指摘のような事例がありまして、これを私も承知いたしております。この点につきましては、いさしくも強制にわたることのないように、労働基準法に基づく監督、指導を行なつておるところでございまして、特に引き出し制限期間を設けるというような事例につきましては、労働者が預金の返還を請求してもこれに応じないという趣旨のものであれば、これは労働基準法に違反すると認められる可能性が強いものでございまして、したがひまして、このようなことのないように十分注意してまいりたいと思ひております。

○藤田(高)委員 この点はいま少し議論したいところでありまして、時間の関係で次に進みたいと思ひます。ただ要望としては労働省の行政指導の方針としては、やはり賞与を支払う場合に、社内預金として取り扱うことについては、それはなすべきでない、そういう方向で指導をしてもらいたいということを強く要望しておきたいと思ふ。これは実際問題として一たん労働者に十万円だった

ら十萬円の賞与が渡つて、それから自主的に一萬圓、二萬圓なり持つてくるのだたらしいのですけれども、極端に言うとも、支払うときに、支払う先に、社内預金の分を差し引いて賞与を渡してゐるのです。こういう実態は私自身幾つも知つております。こういうあり方は、これは私は形の上においても十八條に厳密にいつて抵触すると思ふ。そういうことはひとつ疎に戒めるように、行政通達といひますか、行政指導をやつてもらいたい。これはいいですね。

○村上(茂)政府委員 はい。

○藤田(高)委員 それでは時間の関係で次に進みたいと思ひますが、財政投融資の関係についてお尋ねをいたしたいと思ひます。この財政投融資が一般財政に比較して前年度対比で非常に大きな伸びをしてゐることは、今次国家予算の財政投融資を含めた一つの特徴としてあげられておることはだれも認めておることであります。まず第一にお尋ねしたいことは、ここ二、三年來の財政投融資の資金が年度末でどれくらい余つてきておるのか。いわゆる翌年度にどういう形で繰り越されてきておるのか。全体の何割くらいが年度末において残つておるのか。この実態をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐竹政府委員 財政投融資計画の実行にあたりまして、ただいま御指摘のように必ずしも年度内に全額支出を終わつておらないのが実態でございまして、翌年度にずれ込みますが、年度によつて必ずしも一定をいたしておりませんが、從來ある程度のものが翌年度にずれおることは御指摘のとおりでございまして。各年度の率につきましては、いまちょっと資料を調べました上でお答えいたします。

○藤田(高)委員 昨年と一昨年ぐらいの金額でいいです。

○佐竹政府委員 ちょっといま資料を調べまして後ほどお答えいたします。

○藤田(高)委員 概数はあとで聞かしてもらつたとにしますが、理財局長なり事務当局として、三

議をされてきておることでありますが、私の持ち  
 時間の関係もありますので、これは議決案件にす  
 べきである、こういう主張をして、以下具体的  
 論議の点については留保したいと思います。  
 時間の関係もありますので、以下やや具体的な  
 問題点について質問をしたいわけですが、今度の  
 四十年度の財政投融资計画の内容の中で一番顕著  
 にあらわれてきておる財源調達のパクというの  
 は、厚生年金の増額あるいは公募債の増額、借り入  
 れ金の増額、こういう点が非常に顕著にあらわれ

てきております。そのものずばかりでひとつお尋ねをしたいのですが、この厚生年金の一千八十億の増額分は、この厚生年金法の改正によって、いわゆるこの保険料を中心とする増額分をここに見込んでおられるわけですね。これはいけば健康保険法の改正ではございませんけれども、昨年この法案が出されて、ああいう形で成立を見なかった。われわれの立場からすれば、こういったむちゃな厚生年金法の改正に対しては賛成することができぬわけです。早い話が、この厚生年金法の改正が通らなかつたという場合には、それだけ財投の原資面で一千億からの穴があく。そういう場合は、全体的に財政投融資計画の計画案をつくり直すわけですか。つくり直すとするれば、どういう——現在いろいろここにこまかくありますけれども、この厚生年金を、たとえば福祉事業団、そういうところにも百何億か持っていておる。そういうものをはずしていくのか、それともしるいう面の歳入欠陥が生じた場合には、全体的に財政投融資計画というものをつくり直すのか、そういった点についてお尋ねしたい。

○佐竹政府委員 四十年度の財政投融資計画の原資の見積りの中で、厚生年金関係の原資は、法律改正を前提として見込んでおるのではないかと、いうお尋ねでございますが、まさに御指摘のとおりでございます。これは厚生年金法の改正が五月一日から施行されるという前提で収入を見込んでおります。これは御承知のように、本国会に厚生年金法改正法案が提出されておりますが、この政府提出法案の中におきまして、施行期日五月一日ということで御審議を仰いでおるわけですが、したがって、当計画の中におきまして、その実施期日に合わせて収入を見込んでおるわけでございます。ただいまの御質問のように、万一法律改正がおくれるというような場合に一体いかなる影響があるかというお話ですが、これはただいま政府といたしましては、五月一日施行の原案でもって法案の御審議をお願いいたしておるわけでございますから、これが延びるというよう

なことは、ただいま実は考えられないわけでも、つばらこれは国会の御審議の経緯を通じて見まさんと、ただいま何とも申し上げかねるわけでございます。かりに御指摘のように延びるという場合、その施行期日がいつからになるのか。たとえば八月施行になるのか十月施行になるのかといった時期の問題もございましょう。その時期のいかんによりまして収入の額もおのずからいろいろ変わってまいります。その状況に直面をいたしませんと、さてその場合一体いかなる措置をとるのかということとは、そのときになって考えなければならぬかと思ひます。ただいま政府といたしましては、五月一日施行の原案を本国会において成立させていただくというところで臨んでおりますものですが、ただいまのところそれは何とも申し上げかねる次第でございます。

○藤田(高)委員 それでは第二点として、公債債のあるいは借入れ金の関係ですが、かれこれまた九百億近くの増額を見ておりますが、こういう公債債あるいは借入れ金のワクが増大するということは、性格上非常に民間資金の運営を圧迫する危険性を持つておると思うのですが、それに対する見解、あるいはそういう民間資金を圧迫する要素が、あるいは側面が出てきた場合には、どういう面をそれをカバーするお考えなのか、その見解を聞かしてもらいたい。

○佐竹政府委員 御指摘のように、来年度におきます公債債、借入れ金、総額において三千九百十億、前年度計画に比べまして約二八%程度の増額を見込んでおるわけでございますが、このうち主たるものは、いわゆる政府保証のつきました政府保証債でございますが、これが二千二百七十億、というところでございます。前年度計画千八百十億でございますので、それに対してかかれこれ四百六十億、約二割五分の増加になっております。これは主として消化先が金融機関でございます。金融機関の四十年度におきます預金の増加状況がどういふことになるか、それらによっていろいろ情勢が動くわけでございますが、私どもと

いたしましては、民間金融を圧迫するということがあってはならない。したがって、政府保証債の発行総額につきましては、民間において無理なく消化される、その可能な限度にとどめるべきであるという方針を従来引き続きとてまいっております。来年度におきましても、これまで少しも変わることはございません。そこで今後の経済金融情勢等を見通しまして、関係機関、金融界ともいろいろ相談をいたしました結果、このような金額を見込んだわけでございます。これは先生御承知のように金融機関資金審議会というものが大蔵大臣の諮問機関としてございます。この金融機関資金審議会の中には、全国銀行をはじめ相互銀行、信用金庫あるいは生命保険等々の各種金融機関、農林中央金庫も含めて各種金融機関の最高責任者がメンバーとなっておりますわけでございますが、その審議会におはかりをいたしまして、

まあこれならば消化は大体引き受けられるということで実は御了承を得ておるわけでございます。したがって、この政府保証債を中心とした公債債、借入れ金等につきましては、民間金融を圧迫するものではない、かように実は考えておる次第でございます。

○藤田(高)委員 それでは続いて財投の、産投会計の出資が非常に大幅に減つておるわけなんです。これが減少しておる最大の理由は何か、これをお聞かせ願いたいと思ひます。

○佐竹政府委員 これは先ほど先生も御指摘になりましたように、従来各機関におきまして政策金利と申しますか、たとえば農林漁業金融公庫あるいは住宅公庫といったところでもかなり低利の政策金利を出して仕事をしておるわけでございますが、その機関の資金源をいたしまして、運用部の金利は御承知のように六分五厘でございますが、その六分五厘をもつては政策金利が出しがたいというような場合に、その資金コストを低下いたしますために、産投会計からの出資をもつてこれを薄めてまいったのはもう御承知のとおりでございます。それが来年度におきましては、各機関

ともかなり従来の出資の累積もございまして、経理の基礎も非常にたかくなつてまいりましたというところもございまして、これを一部利子補給の方式に切りかえたわけでございます。結局利子補給方式に切りかえたことによる減少が大部分でございます。

○藤田(高)委員 御説明では利子補給による減少だということですが、これは率直にいつて、一般財政の歳入財源が俗にいう税の自然増の頭打ちといひますか、自然増が少くない、予算の硬直的な傾向によつて、一般財源が非常に窮乏になった、こういうところから、そのしわ寄せの一つが——昨年はたしか一般財源から産投に対しては五百七十億程度のものが出されておつたと思つたのです。それがことしはわずかに百二十五億程度に減つておるわけなんです。こういうふうな産投に対する出資金、一般会計からの資金が減るということは、いま御説明のあつたようないわば無利子の資金というものを土台に資金運営をやつて、そして政策的な効果をあげていこう、このねらいが半減するのじゃないのでしょうか。そして、いま利子補給というふうな簡単に言つておられますけれども、利子補給は事務的にはどこで幾らになるかということもお聞かせ願いたい。たとえば農林公庫、住宅公庫あるいは住宅公団、開銀の石炭関係、こういうところがおそらく対象になると思ひますが、こういうところで利子補給に肩がわりをしたために、この分野の予算が減つたのだ、こういうことではありますけれども、利子補給をするということとは、一般財源から金を出していかなくてはならぬ、こういうことになると、これは財政投融資が昨年に比べても二割からの増大、四十一年以降はどういうことになるかわかりませんけれども、少なくとも財政投融資の活用ということとは、横ばいあるいは拡大の方向をとるのではなからうか、こういう前提に立ちますときに、利子補給制度をこういう形で農林公庫にもあるいは住宅公団にも公庫にもあるいは開銀にもという形でワクを拡大していくということは、一般財政それ自体の財政構



姿としては適切なものだ、こう考えております。

○藤田(高)委員 この点は、今日段階では、一つの見解の相違といえますか、対立になるかと思ふのですが、非常にオーバーな言い方をされるので、非常に不健全だとか、そういうことばのあやうなものの論議は、やっぱり数字というものは冷厳にすぎから、そういう点では、政治的なことばの抑揚や表現によって論議することは、私ははなはだ不健全だと思ふ。だから、そういう点からいって、私も決して非常に不健全だということではなくて、前年度対比という面から見て、これはやはり公債発行への第一歩を踏み出すような危険性があるのじやなかろうか。そしてまた、こういった利子補給のワケが、間口が広がっていけば、そのしわ寄せがやっぱり一般財源にかぶさってくるというところは、財政構造のひずみを拡大する要因になるのではないかと。そういう意味における不健全性というものを指摘しておるわけですから、その限りにおいては、政府も率直にそれをお認めになって、今後の財政運営についての対策なり処置というものを講じられることが、すなおな国会論議の姿であるべきだと私は思ふ。その点について、もう私の持ち時間をずいぶん超過いたしておりますので、そういう私の意見を強く主張した形で、この点については終わりたいと思ひます。

それで、最後に、このあと財政投融資について、もし質問の機会がありましたら、勉強を兼ねて質問をさせてもらいたいと思つておりますが、率直に二、三のことをお尋ねしたいと思ふ。

この財政計画の資金計画の中を見ますと、今度額を出した公害防止事業団、これには厚生年金の還元融資十億、資金運用部資金が十億で、二十億でこの事業団の仕事をやろうとしておるわけですが、政府が公害防止に積極的な姿勢を示したというところは、私は歓迎すべきことであるし、当然だと思ふ。しかし、この種のものは、これは公害防止法との関係もありますが、やはり原則的には公害防止は私企業がやるのだ、この原則は、やはり私は一つ大きく打ち立てておく必要があると思ふのです。そういう点で、この二十億の出資についてはいかがだろうか、こういうふうに思ふわけでありまして、この点についての見解を聞かしてもらいたい、これが一つ。

それから、もう時間がありませんので、質問点だけあと二つ追加しますが、帝都高速道路交通営団ですか、これと首都高速道路公団の違いはどういうところにあるのか。率直に言つて、公団が今度の財政投融資の中ではさらに幾つか新しく顔を出してきておる。こういうふうな公団や公社というものが軒並みにふえてくる傾向に対しては、いまだ少し行政機構の簡素化、合理化ではありませんけれども、公団、公社あるいは何々というふうなものはいまだ少し集約をして効果的な事業ができるようにすべきではなからうかというところが第二点。

第三点は、私の一方的な意見を入れての質問になりますが、政府は池田内閣以来地域開発を中心に、新産都ではございませうが、産業あるいは人口のバランスをとっていくのだ、そういう形で、佐藤内閣でいえば社会開発をやっていくのだという方向が打ち出されておりますが、この財政投融資の内容一つを見ても、依然として都市集中の財政計画というものが組まれておると思ふのです。これは道路一つをとってみても、いま私が指摘した首都高速道路公団あるいは帝都高速道路交通営団、これなんかはほとんど東京を中心にやられておるわけですが、これは資金運用部計画を立てられる場合に、いま高速道路の関係でも、北海道と四国だけが――私は四国の出身だから特にこの点は主張したいのですけれども、北海道とか四国というのは非常に開発がおくれておるわけですよ。ですから、この資金運用部資金を使って縦貫道路なり高速道路をやられる場合に、都市中心のこういった計画を、おくれた地域に対してはもう少し優先的に、積極的に投融資計画を組んでいく、こういう姿勢が当然あつてしかるべきではないかと思ふのですが、それに対する見解を承りたいと思ふのです。

○田中(国務大臣) 第一点の公害事業団につきましては、お説のとおりであります。経営者責任を原則とすべきである、こういうことでございませう。私も強くそれを主張いたしました。そのためにはあるべき姿、指定地域内において公害が非常に多いというところに対しては、ある意味においては工場を禁止する、こういうことも考えるべきであります。私権制限をやつてはいかぬという思想、戦後そういうものはかなり前提になりまして、すべてのものがあと始末は全部国でやる、こういう思想で続いていくと、どうも健全財政などは守れるはずはないのであります。私はそういう意味で、過密都市の中において公害が発生するようなものに対しては相当な地域制限を行なうとか、設置制限を行なうとか、こういうものも当然やるべきだということを前提にいたしております。

もう一つは、工場法の取り締まりは、戦前は警察がやつておつたわけですが、このころは工場法による取り締まりを産産省がやり、それから道路交通法に基づく自動車等の交通は運輸省がやり、それから建築の許可事務は都道府県でやつておる。これが戦後変わったところでありまして、戦前はみなこれは警察でやつておつたのであります。戦前はみなこれは八〇〇違反建築だ。こういう実態から考えまして、やはり企業者責任というふうなものを明らかにすべきだ、行政の分担も変えなければいかぬというくらいに私は強い考えを持っております。でありますから、公害問題に対して、ただ事業団をつくるということが漫然と公害問題に対処すると言われるおそれがあるということで、十分各省間で努力をしたわけでありまして、調整したのであります。ところが公害がもう社会問題になっておる。公害発生という問題に対しては、これからまた新しく考えるにしろ、現在どうにもならないというものに対しては何らか政府も対処しなければならぬということと、政府及び地方公共団体または企業責任者というものが三位一体になって公害防止に対処しようというところで、私はある意味ではやむを得ざる

処置として公害事業団の発足を認めたわけでございます。しかし、この公害事業団をつくるために、われわれはやらぬでいいのだという思想が起るものとしたらば、これは十分注意をしながら公害防止に万全の対策をとるべきだというふうに考えます。

第二の、首都高速道路公団と帝都高速道路交通営団、一体何で同じものを二つつくつたのかということですが、御承知の首都高速道路公団は高速道路を建設いたしております。それから帝都高速道路交通営団は地下鉄から転化したものであります。こういうものを一緒にして首都建設公団というのか、また首都交通公団というのか、また都市改造公団というのかの一端として統合すべきかという議論はあります。これは国会においても十数年間超党派で議論をしてきたものであります。これはやむを得ずいまの状態になっております。これは両方にもまだまだ専門の仕事をやらなければならぬ焦眉の問題がございまして、こういう状態になっておりますが、将来合理的なことを考えると、やはり首都高速道路公団、地下鉄、都電、こういうものは同一の切符で乗れるように、相互乗り入れも行うわけておるわけでありまして、こういう問題に対しては組織の統合、合理化というものは積極的に考えていくべきだと思ひます。これはただ率直に申しますと、東京都と政府というものの権限調整という問題、生々発展の歴史からくる競合点はあるながら、なかなか話は進まない。こういうところに首都圏庁をつくる、首都法をつくつていくという問題が起つてくるものでございまして、こういう問題は積極的に取り組んでいくべきだと思ひます。

第三点の、地方開発をやりますが、財政投融資の内容は都市の過度集中法だ、こういう意味の御発言であります。私もこの財政投融資計画をつくりますときに、同じ議論を事務当局との間に何回かやつたのであります。それで地方開発債をふやしたり、開銀の地方開発融資のワケをふやしたり、北東開発公庫の資金をふやしたり、こう

いうことにも努力をいたしたわけでございすが、財政投融資というものは、やはりその性質上、ペイするものに投資をする、こういう基本が貫かれておりますために、私、率直にいつてやはりこういう姿になると思うのです。ですから一般会計、財政投融資、それからもう一つは金融というところを考えると、国が長い間投資をして、大きな過度に集中しておるようなところで事業をすれば金融的にもペイするというのは、金融によってまかなうものだと思います。同時に、ちょうど中級のクラスで、金融ベースだけではやれないというのに対して、補完的に財政投融資が働くべきだと思ひます。低開発地区とか、また離島とか、そういうものに対してはやはり一般会計を主力にして働いていくことではないと、なかなかうまくいかないのだと思ひます。明治初年から北海道に対しては全額国庫負担、こういう原則が確立せられて今日に及んでおるということを考えますと、やはり一般会計、財政投融資、金融というものの区分を明らかにしながら、その調和をはかっていくということにならなければならぬ、という考え方で、万全の策ではございせんが、新産業都市や離島や、そういうものに対して高率補助の道を開くという措置をとったのはこういうことに基因するのでございます。しかし都市の過度集中の排除、未開発地域の開発促進ということに対しては、より積極的でなければならぬと考えております。

○藤田(高)委員 私の持ち時間がずいぶん超過しましたので、これで終わりたいと思ひますが、特に地域開発に關連する財政投融資の關係については、一応こういう計画案が示されておるわけですが、けれども、新産業都市の問題について、昨日も別の分科会で質問をしたところですが、新産業都市関係だけで財政資金のなには四十億しか組んでいないわけですね。そして例の利子補給が八千百万ほど。これでは将来に地方自治体に対して財政負担を残しても、現実にはいまの階段で政府が金を出しておるのは幾らだといえ、これは果に対しては八

千百万であるし、市町村に対しては十五億か二十億程度のかさ上げ法による分しか考えていない。これでは、私は地域の開発はできないと思ひます。一方、財政投融資資金の計画、内容を見ると、どうしても都市中心主義に流れておる。これは何としても政府の積極的な姿勢において改革をする、この点だけ強く要望いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○吉田委員長 國際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案及び昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律案の両案を一括して議題といたします。これより質疑に入ります。通告がありますので、これを許します。武藤山治君。

○武藤委員 私は、時間が一時まででありますから、約四十分しかないので、当面特に緊急と思はれる問題を最初にお伺いをしたいと思ひます。まず、事務的に輸出入銀行の總裁に御答弁を願ひたいのでありますが、どういふ趣旨で輸出入銀行というものができたのか、これをまず。

○森永説明員 輸出入銀行は昭和二十五年の十二月に設立されたのでございますが、当初は本邦からの輸出の振興ということが目的でございまして、輸出銀行と称しておりました。その後目的を拡大いたしまして、海外諸国との經濟交流の促進、その手段としては輸出なり投資なり、海外市場等の金融があるわけでございまして、そういうたやや広い目的に拡大する。同時に、輸入資金の金融についても担当し得ることとなりまして、名称も輸出入銀行と改称されて今日に至っております。

○武藤委員 したがって、輸銀の趣旨というものは、端的に言うならば、諸外国で、特にヨーロッパは安い金利の国の政策に基づいて輸出が非常に

強い。そこで、これと競争上、種々な点を考えるならば日本もヨーロッパ並みの金利で競争しないとどうも輸出競争において劣勢になる。どうしても國家的な機關がほしい。こういうことでできたものだと考えておりますが、大ざっぱに言つて、ヨーロッパとの競争ということも考えると、これは非常に大きな金利差の問題でこういう機關をつくらざるを得なかった、こういうふうに私も考えるのであります。そういう要素もありませんか。

○森永説明員 大まかに申しまして、輸出金融と投資金融と輸入金融と三本立てでございまして、このうち輸出金融が八七、八八並びに一一％が投資金融、残りが輸入金融。この金利でございまして、國際金利その他國內の經濟情勢等を勘案して決定することによりましてございまして、この銀行ができた当時金融事情が非常に窮乏でございまして、長期の輸出金融資金を市中に求める手だてがございまして。そこで、この現状に即しまして輸出金融でできない金融を輸銀が補充をする。その補充の意味には、量的補充もございまして、金利という質的な面もございまして。質的、量的の両面にわたりました補充の金融をいたす、こういうのが私の銀行の役割りでございまして。

○武藤委員 すなわち、金利の面や延べ払いの面で業界をある程度保護してやらぬと國際競争でとても太刀打ちができない、こういう立場から輸銀ができてゐるのだ、そのことはわかりました。私もそう考えております。

そこで、あまり長い期間のことは御無理でありましようから、昨年度さらに本年度の十二月までの間に中共に対する延べ払いあるいは低金利の輸銀のワクでめんどろを見てくれた額、これは一体どのくらになりますか。二九年か三〇年のトータルがありましたら、ひとつ明らかにしてもらいた

おります。さらにそれを年度別に申し上げますと、三十七年度が、これは融資の実績で多少数字が食い違ひますが、十五億、三十八年度が五十一億、三十九年度が二十九億、さういふ融資実績になっております。

○武藤委員 中共に対して延べ払いを認めた件数は三十九年においては何件ございまして、

○森永説明員 いま手元に資料があるはずでございまして、ちよつと御猶予をいただきますと、さがしまして申し上げます。

○武藤委員 田中大蔵大臣、いま聞いておつておわかりのように、池田内閣は中共に対するプラン輸出に延べ払いを認めた。輸銀の使用を認めたわけですね。池田内閣は認めた。しかもその当時大蔵大臣であったのは田中角榮さんです。なぜ佐藤内閣になったらそれを認めないのか。佐藤内閣は池田内閣の施策のひずみを直す内閣だ。基本路線は踏襲する内閣だ。これは本會議を通じて、予算委員會を通じても國民だれにも公約をしてゐる路線であります。それが、池田内閣がやってくれた施策が佐藤内閣になってやれないというのは、國民としてはどうしても理解できない。なぜ今回は輸銀の使用許可を与えないのですか、その理由をお伺ひしたい。

○田中國務大臣 やらないとは言つておりません。いま検討をいたしておるのであります。

○武藤委員 たいへんけっこうな御回答をいたして私も内心安心をいたしたわけでありますが、やらないとは言つていない、いま検討中である……

○田中國務大臣 やらないとは言つておりませんし、検討中でございます。ただ、いま池田内閣から佐藤内閣に就いておつて、池田内閣のちよつど最後の段階から佐藤内閣の初めの段階においてストップ状態になっておるということはニチボクのビニロン・ブランドの問題を中心としてござい

○田中国務大臣　　どういふことをお示しになって

○武蔵委員 私は一國の大蔵大臣が、日中貿易の

ングの社長等が陳情に来ておるのですから、これ

い、これは国家貿易であつて、ソ連の貿易とは違

ケーをもらわなければいかな、こういうものでも

う。事実が証明する。大臣はすぐ金はいらないだ

どうかという現実問題はどうか、これはなか

なかいだけだかと思ふのです。同時に輸出入銀行を利用すれば、年四分の低利資金が利用できる、しかも延べ払いで完全に保証がつく、こうなれば業者としては安心して外貨を獲得しよう、日本の経済の発展のために遊休施設を遊ばせずに、輸出でひとつ金もうけをしよう、こういう業者の今日の切実な要望すら実現をしないという大蔵大臣の態度は、私は少しかたくな過ぎて国家利益を失うと思ふのです。具体的な例を申し上げますと、日立造船の場合は井上取締役が、われわれとの会見のときにこまかく私たちに陳情したのであります、その中身を見ると、輸出許可を二月十五日までに取りつけて、しかも支払い条件なども約束どおり履行できる保証書をこちらは全部とつて返事をする、それがとうとう政府の中国に対する、ああいうあやまった、うしろ向きの施策のためにだめになり、一カ月間中国は契約期間を延ばそう、三月十五日が期限になっております。三月十五日といえbaumうすぐですよ。この三月十五日に、日本の業者から中国側に回答がいけない場合には、契約は失効するという契約文書になってお

る。ですから、金が輸銀からすぐ出なくとも、契約自体が失効するかどうかという期限が三月十五日、日立造船の場合、船の場合、ニチボウの場合はこれまた契約期間を延期して、四月末日までというように電報で了解を取りつたというお話であります。取引額は百億円であります。これは業界にとっては大きな金額です。国家予算を操作する大蔵大臣から見たら、百億ぐらいの商売とは思ふかもしれないけれども、業界にとってはたいへんな問題です。こういうような差し迫った契約失効期間が目前に迫っているにもかかわらず、大臣はいま輸銀を使わせないとはいっていない、検討をする。その検討を一体、この期限までに検討の結論を出さないと業界は非常に窮地に追い込まれると私は思うのです。これまでの期間に何とかもう一回検討してみたいという冒頭の答弁は、期間的にこのころまでに間に合うような政府間の意思統一あるいは検討の決着がつかぬかどうか、それをひとつ明らかにしていただきたい。

○田中中国務大臣 まず第一番の池田内閣においてやったものがどうだ、こういうことでございますが、これは吉田書簡が出たのは池田内閣の時代でございます。私も承知いたしております。でありますから、池田内閣の後期におきましてはこの問題がもうすでに起こってあったわけでありまして、それを引き継いで佐藤内閣はいま問題に対処しておるといふことでございます。

それからビニロン・プラントと日立造船の問題、特に日立造船の問題は、政府が許可しなかったから契約ができなかったというふうなお話でございますが、そんなことはございません。

○武蔵委員 そんなことは言っていないですよ。そういうかつてな解釈をしてはいけません。もう一回言い直しましょう。

えらい差が出てくるでしょう。支払いにも延べ払いなんです。なかなか、民間の銀行から借りたのではありません。そこで、政府がああいう態度をとっておるから延ばしてくれというところをこちらから申し入れて、中国側は契約期限の延期を承認した。本年の四月末日までに実行しなければ契約は失効する。あるいはこちら側とすれば、責任上民間ベースで普通銀行から借りなければならぬ。そのどちらかを四月末日までに業界はきめなければならぬ、こう言っておるのです。私は、契約は政府が許可するとか、しないから契約ができない——契約はできているんです。四月末日までにこちらの業界から返事が行かなければ効力がなくなるといふことなんです。

○田中中国務大臣 よくわかりました。政府は契約については輸出承認を行なっております。おりますから、あとはただ、両方で確認し合うということとだけだと思ひます。何かいまの御発言の中で、日立造船の問題もビニロン・プラントの問題もこちらから延期を要請したというふうな御発言のようには思ひましたが、そうじゃないと思ひます。向こうのほうから輸銀を使わなければというふうには私は理解をいたしております。輸銀を使わなければいけません。だから、えこひいきするな、こういう考え方を前提にして正規な回答があるまで延ばそう、こういうことになっておるようでありまして、こちらのほうから契約を延期するといふような状態ではないと思ひます。それで、先ほどから申し上げておりますが、いままでは要するのじゃないのです。ですから私は、日立造船の方の陳情がございました。ございましたが、政府貿易じゃないんだから少しは積極的にやたらどうですか、こう言ったのですが、ああ、そうですか、な、こういうことでお帰りになっておるわけです。私はいままでまだ原ニチボウの社長と会っております。この問題では陳情を受けたことはありません。ですから、こういう問題は政府が、頭金もあることだし、実際の金が必要なのはまだまだ先の話でありますから、そういう資金を必要とする時期

まで慎重に検討しておると先ほどから申し上げておるわけでありまして。契約する者は、そのときになって輸銀の資金が使えないということになったからそれはたいへんだから、やはり念には念を入れて、契約に慎重を期するといふ気持ちはわかります。わかりませんが、しかしいま吉田書簡との問題いろいろなことを考えて、政府ももろる実情を述べておりますから、そういうことを左か、こういふ解決のしかただけでなく、業者ももう少し積極的に、また相手方の中国側もそういうことに対して何か感情的になるとかそういうことではなく、事情さえ折り合えばというふうな気持ちになぜなっております。それがないのかというように私は感じております。

それから輸銀の問題でもって、輸銀と契約ベースの金利の間に非常な差があるといふようなことはございせん。輸銀でも四分でありまして、民間との協調金利を合わせれば五分以上にもなるというものであります。日立造船がいま契約しておる金利は五分だと思ひます。ですからそのシンジケートをつくって、ある時期金融がこれをカバーできないというふうなものではないと思ひます。まあそういう問題に対しては、これは民間ベースで交渉をいま行なっておりますから、政府としましては、いままでは輸銀をどうするとかいふ問題よりも、慎重に検討しておるといふことでございせん。

○武蔵委員 大臣の認識は、私と業界の陳情の事実と全然違うのです。輸銀を使わなければ契約が失効するといふようなことは、中国側は一言も言っていない。日本の業界が、延べ払いで輸出入銀行を利用できないと自分たちが不安だから、そこで何とか輸銀の許可が出るまで待つてくれぬかというところで、こちらから延期を申し入れておるのです。それに対する回答が日立は三月十五日まで、ニチボウが四月の末日までという回答を中国側が電報で送っておるのです。私たちはその電報を読んで聞かされたのですから、それは事実が違っていますね。大臣の認識の事実が違っている。それ

からもう一つ私が心配するのは、このアジアの地域に位して長い日本とおつき合いをしてきた中国、人口も非常に多い、資源もたくさんある中国、この中国と日本が、こういうことで七年前に起こったあの日中貿易中断のような事態になったら、それをまた再開させるために非常に多くの日時を必要とし、その間にヨーロッパはほとんど中貿易をやっているのです。今度も日本がごたごたしておるためにイギリスは二隻、フランスは二隻、オランダが一隻、これだけの貨物船を中共はつい最近契約を締結した。尿素プラントにしても、すでにオランダからプラント輸入をするという計画を中共は発表した。向こう側としては、できれば近い日本から買いたいといふことで商談がまとまったにもかかわらず、政府が政治的な立場から、これを再び中断をさせるようなことになったら、将来日本が中共貿易を大いにやるうと思つたときには、ヨーロッパのプラントがみな中国に入ってしまうといふことであります。これは日本の長い将来まで考えたいときに重大な問題です。田中さんが大蔵大臣のときに、しかも佐藤内閣の最も実力者といわれるあなたのように、日中貿易が好ましい方向に展開されていまいというところは、日本の歴史上、田中さんの政治生命に大きな汚点を残すと私は考える、私はそういう点を心配して国家的利益をそこなうと最初に言ったのであります。このプラント輸出がヨーロッパに先がけられるか、日本が取るかといふことは、日中貿易の将来の拡大に大きな影響を与えるのです。影響ありませんか。あるかないかをまず聞きたい。

○田中中国務大臣 政経分離で中共貿易はやっておるのですから、これを進めてもらいたい、こういうことであります。進めればいいのです。あとは金利差の問題だけあります。こういうことは、しかも日本は輸銀という制度がございまして、輸銀というふうな制度があるといふこと自体が、これはほかの国とは非常に違つておる制度であります。ですから何か戦後二十年間貿易は自主的にやるといふながら、輸銀以外はプラント輸出ができ

ない、そういうものの考え方に執着しているところにも問題があると思うのです。それはもちろん中共貿易に対して私にも考えは毛頭ありません、中共貿易を阻害しようという考えは毛頭ありません。ありませんが、さつきから申し上げておるように、吉田書簡の問題もありまして、相手のある話で、政府もいろいろ苦慮しております、こういう状態は、これは御理解いただけたらと思うのです。ですからいま私は、中共に輸出されるものに対しては、まず資金が要るわけじゃありません。だから資金が必要な時期まで慎重に検討いたしておきます。とこう言うのだから、相手も少しは——私は日本の業者もそういうところに自主性を持ってやるべきだと思えます。私はいまの段階において直ちに輸銀資金をどうするかという決定をすることは、やはりあらゆる意味において困難だと思います。

○武蔵委員 そうすると大臣の答弁は、実際に金を必要とするときは検討する、ということはない、まだ輸銀を使わせないと断定しておるわけではない、こういう答弁ですね。今度はそれに矛盾する、貿易はおやりなさい、民間でどんな御自由におやりなさい——一体民間でやる場合には民間の金融機関が保証書をつけてやらなければならぬ。契約書を中共と結んで、さらに保証書をつけなければならぬ。それが製造されて一体中共に届くかどうかという向こうも不安があり、業者のほうもそれははっきり保証書をつけようという契約内容になっている。その民間ベースの保証書は二十社の金融機関からとらなければ、実際問題として保証書がでない。そうすると大臣は民間でどんなプラント輸出をおやりなさいと口で言うけれども、事実問題は民間ベースではやれないというのが業界の主張なんです。それを総理大臣殿あてに陳情しておるのです。それが今日のような政府の態度では業者はそれは不安でできませんよ。ということば、日中貿易なんかやめちまえという事です。結論は、またこの前の中断、七年前のような事態がここにいまだ起り得る可能性は九〇％ある。前回のああいふ問題が起ったような

事態になっても政府は責任がない、知らぬ、こう言い切りますか。

○田中書簡 そんなことは考えておられないのです。相手があるのですから、商売はもつとよくやればいいのです。それでしかも政府は一体いま中共貿易に対して、国府問題に対してそんなものは無視してやれ、こんな考えには、いざれにしましてもなれません。外交問題もありまして、これだけ、政府が吉田書簡に対しても拘束を受けまして、こう言っている以上は、そういう政府の立場にも私はなるべきだと思ふのです。国の利益は、中共貿易だけによって国の利益を得るものではないです。いままで長い歴史が今日を築いておるのであります。ですから、中共貿易に対しても民間ベースでいままでもやれてきたのです。しかもまだ金が要る時期ではない、金を必要とする時期までに慎重に解決しておきますと通産大臣は言っておるじゃありませんか。ですから通産大臣がいま私に対してこれをどうしても輸銀ベースにしてくれと、こういう強い申し入れもある。お互いがこういう問題に対しては理解できるはずであります。その間の金利というものはいまここにございしますが、日立造船の金利は五分五厘であります。ニチボウの金利は六分五厘あります。輸銀と民間ベースで合せてやれば五分五厘になるのであります。なぜ輸銀だけに——半年や一年、二年の問題を輸銀というものの承認が前提でなければ中共貿易はできないのか。そこに商業ベースというよりも政治ベースのような考え方、それはみずからの債権に安全を期すというだけではない。私はそういう問題をいま静かに考えるときに、中共貿易というものが政府が輸銀ベースに対して明確な結論を出さないということが日中貿易を阻害するものでないかと考えております。

○武蔵委員 それは重大な発言です。輸銀ベースを使わせないということば日中貿易を阻害しないという発言は、これは重大です。これはやがて大反響が出ることは間違いない。そこで輸出入銀行の総裁にちよっとお尋ねしますが、ヨーロッパと貿易競争をやる際に——純事務的なベースでいいですよ、あなたの答弁は：。中共に対してオランダやフランスやイタリアが、西ドイツまでプラント輸出しようというので交渉をしている。一覧表もここにあります。輸銀を使わずに民間の都市銀行、地方銀行の融資で一体ニチボウなり日立造船というものが中共貿易をやった場合に、輸銀を使つたのと使わないので有利な点、不利な点……。

○森永説明員 その前に先ほどの件数ですが、大抵百件でございします。しかしこれは倉敷レイヨンのビニロン・プラントを除きまして非常に小口のものが多くであります。鋼材とか農機具等の中小案件が大部分である、そういうふうな御承知ください。しかもこの期限は二年程度のもので大部分でございします。

ただいまのお尋ねの件でございしますが、西欧諸国が中共に対してどういふ条件で取引しておるか、その実態はなかなかつかえません。これは日本ですと、すぐに業界の新聞に出たりなんかして、これが外国に知れ渡って競争上不利な立場に立つような例が非常に多いでございしますが、欧米の業者はその辺がなかなかつかないでございまして、容易にその条件、的確なところをつかめない実情でございします。しかし倉敷レイヨンの場合のような条件程度のものがオフアールされておるのじゃないだろうか、そういうふうな考えです。輸銀を使わない場合にどういふ影響が起るかという問題でございしますが、これは市中銀行がどういふ金利で貸し付けるかということにかかっておるわけでございまして、その辺のところは実際問題にぶつかってみなければなかなか的確な答えが出にくいわけでございします。のみならず業者のほうの採算にもいろいろなファクターが入ってまいります。それをどういふふうな組み合わせるかというような問題もございしますし、一がいにどだけ輸銀を使う場合に比較して不利になるといふことは現在私どもとしては申し上げかねるという実情を

御了承いただきたいと存じます。

○武蔵委員 それからさっきの金利の点で何か倉敷のビニロン・プラントの場合と今度では金利が違ふようなことをちらっと大臣は特に印象づけようとして強く発言していました。が、(田中書簡大臣「言っています」と呼ぶ)そんなことはないですよ。ビニロン・プラントの場合も金利六分、五年延べ払い、今度のニチボウの場合も金利六分、延べ払い五年、こういう条件ですね。(田中書簡大臣「そうです」と呼ぶ)日立造船の場合、金利は五・五％、これが少し違うだけですね。とにかく日本の業者がもう超高度成長・政策によって設備を十分つくって、国内に設備をしようとして、もう大体過剰生産ぎみの状態にある。どこか輸出のはけ口を見つけた。そうしなければ失業者が出る、あるいは利益率が減る。なんとか打開をしようと思つて安定成長に協力をしようとしていま生産をいたしておる。その会社が売ろうとするのを、政府はまあ商売だから民間ベースでおやりなさい。ヨーロッパへ行くのは全部輸銀を使っているではありませんか。これは共産圏でもそうでしょう。ヨーロッパの共産圏には輸銀を使つてやっておるでしょう。中国だつて吉田さんの書簡にあまりにもこだわり過ぎて将来の中共貿易の道を閉ざしてしまうというこの政府の態度は、まことに国家的利益をそこなうというしる外交であるといわなければなりません。佐藤内閣の第一人者であり実力者である田中大蔵大臣が、ここで腹を固めて、あなたが通産大臣を説得し、総理大臣に進言をするならば、今日の自民党の政権の施策は動くのですよ。そのくらいあなたは今日発言権を持っています。私はそう思う。国民はそれをあなたに期待している。その期待を、ここ数日間の間に、田中さんの英断が、決断ができるかどうかという事は、日本国民の多くの人が注目しておるのです。どうかその注目にこたえらるるやうに、今晚よく寝ながらじっくり考えて、あなたの英断を私は心から切望するものです。政治家は、最後には勇氣と決断が必要です。あなたに足りな

いのは、私はそれではなからうかと思ひます。どうかあなたにそういう英断を私は切望して、時間でありますから、質問を終わりたいと思ひます。

○吉田委員長 次会は、明二十四日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二分散会



昭和四十年二月二十八日印刷

昭和四十年三月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局